

**【事務事業調査】**

事務事業名	高根沢町人権擁護委員会補助	予算科目 コード	会計-款-項-目-事業 001-03-01-01-000201010
担当部課	住民生活部健康福祉課	担当 係長	障害者係 長谷川博一
		事業の分類	既存事業

**■事務事業の概要**

	何をどのような方法で実施します(実施しました)か？	どのような成果が現れます(現れました)か？
計画	H23 事後 評価 人権に関する相談や啓発活動を行っている町人権擁護委員会の運営を支援するために、補助金を交付しました。 委員は6名で、補助額は一人当たり10千円で算出しました。	町人権擁護委員会の活動を支援することによって、人権擁護活動の円滑化、効率化が図られ、地域において、人権擁護意識の普及啓発や人権侵害に対する相談等の活動が充実します。
	H25 事前 評価 町人権擁護委員会の運営を支援するために、補助金を交付します。 補助額は一人当たり10千円で算出しました。	
実績		

**■活動指標**

指標	目標値	達成値	特記事項
人権擁護委員会数(単位:団体)	1		

**■事業費(計画)**

【単位:千円】

番号	細 節	金 額	積 算 根 拠
1	補助金	60	10,000円×6名
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
		60	

**■事業費(実績)**

【単位:千円】

番号	細 節	金 額	特 記 事 項
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
		0	

**■事業経費**

		計 画 【千円】	実 績 【千円】	特 記 事 項
予 算	当初予算額	60		
	補正予算額			
	流用額			
	予算現額			
決 算	決算額			
財 源	国庫支出金			
	県支出金			
	地方債			
	受益者負担金			
	その他の特定財源			
	計	0		
	差引(一般財源)	60		

■補助金等名:高根沢町人権擁護委員会補助金

■補助事業者等:高根沢町人権擁護委員会

★自己評価基準

- (1)とてもよくあてはまる:5点
- (2)あてはまる:4点
- (3)どちらかというにあてはまる:3点
- (4)どちらかというにあてはまらない:1点
- (5)あてはまらない:0点

★総合評価基準

- (1)継続:総得点が35点以上
- (2)見直し:総得点が35点未満

補助金等交付基準		自己評価	評価に関するコメント	
1	公益性	■受益が不特定多数の町民に広く及ぶものであり、特定の個人や団体のみが利益を受ける事業でない。	5	人権擁護委員は、地域の中で人権擁護の意識を高め、人権侵害が起こらないように見守り、人権を擁護していくことが望ましいという考えに基づき設けられた制度です。
		■町全体に波及効果が期待できる。		
2	必要性	■地域経営計画に即し政策的に奨励する事業であり、町民のニーズに即している。	5	人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき設置が義務付けられています。近年は、社会の価値観の多様化に伴い、人権侵害の内容も複雑化しており相談内容も多岐にわたっています。
		■社会動向を展望し、先見性・発展性がある。	4	
3	公平性	■民間、NPO、ボランティア等、既存団体等の活動を阻害しない。	5	人権擁護委員法第2条では「人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、もし、これが侵犯された場合には、その救済のため、速やかに適切な処置をとるとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもってその使命とする。」とされています。
		■町民のサービス受益機会が均等である。	5	
4	効果性	■事業効果が明確かつ具体的である。	4	団体の活動を補助することによって、人権擁護委員活動の円滑化効率化が図られます。
		■予算の見積が適正である。	4	
5	適格性	■実施体制が明確である。	4	団体の運営は、おおむね自立しています。
		■自主・自立の傾向が明白で、将来計画がある。	4	
合計点数		45		
総合評価		継続		